



# 分譲マンション支援事業のご案内



区では、マンションの良好な管理を支援するため、専門家の派遣や助成などの事業を実施しています。事業ごとに対象や利用方法が異なります。また、

※助成制度は実施前のご申請が必要となりますので、ご利用にあたっては事前にご相談ください。

お問い合わせ：豊島区都市整備部住宅・マンション課 マンショングループ

☎03-3981-1385(直通)

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階

## マンション管理に関する相談・情報提供

マンションアドバイザー派遣事業	無料でマンションアドバイザー(マンション管理士、建築士、建築設備士、税理士)を派遣します。	2 ページ
マンション管理相談	職員が関係機関の紹介やアドバイスをを行います。	3 ページ
分譲マンション専門相談【東京都】	弁護士、建築士への相談が必要な場合、都の相談が利用できます。	3 ページ
分譲マンション管理セミナー	マンション管理に役立つセミナーを、年 2 回開催しています。	3 ページ
マンション管理に関する相談窓口	電話または窓口で相談できる機関の紹介です。	4 ページ

## 計画修繕調査【建物(劣化)診断】

マンション計画修繕調査費助成	計画修繕調査費用の 2 分の 1(20 万円限度)を助成します。	5 ページ
マンション改良工事助成【東京都】	計画的な修繕・改修のため、独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受ける際に、融資額を対象として利子補給します。	6 ページ

## 耐震化

耐震化に関する助成	旧耐震基準の分譲マンションの管理組合を対象に、耐震化に関する助成制度があります。	7 ページ
-----------	--	-------

## 建替え

都心共同住宅供給事業 優良建築物等整備事業	敷地の共同化による共同住宅の建設やマンション建替えの際の補助制度として活用を予定しています。	8 ページ
マンション建替えに伴う都営住宅 (仮住居)の提供【東京都】	建替え予定のマンション居住者で都営住宅の入居要件を満たすかたに、都営住宅を仮住居として提供します。	8 ページ
マンション建替え・改修 アドバイザー制度利用助成	東京都分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度を利用した際に、予算の範囲内で派遣料の 3 分の 2 を助成します。	9 ページ

# マンション管理に関する相談・情報提供

## 豊島区マンションアドバイザー派遣事業

分譲マンション管理組合に、マンション管理のアドバイザーであるマンション管理士、建築士、建築設備士、税理士を無料で派遣し、マンションの維持管理・大規模修繕・建替えなどの疑問やご相談について、情報提供や助言を行います。

1. 派遣対象…区内に所在する分譲マンションの管理組合  
(管理組合が組織化されていない場合は、組織化に向けてご利用いただける場合がございますのでご相談ください。)
2. 派遣時間…1回につき2時間まで  
(派遣開始時間目安:午前10時から午後6時まで)
3. 派遣回数…1つのマンションにつき、同一年度内で4回まで  
(利用者多数の場合は、年度途中で受付を終了する場合があります。)
4. 派遣するマンションアドバイザー…マンション管理士、一級建築士、建築設備士、税理士(原則、2名1組で訪問)
5. 派遣費用…無料(ただし、会場費や資料代が発生した場合は管理組合の負担となります。)
6. 派遣対象外業務…耐震診断の実施、長期修繕計画の作成、修繕工事等の設計書作成、測定器による建物の精密測定等、管理組合が調査会社や専門家と契約を結び、個々のマンションの案件として解決していただく性格のものは派遣対象外となります。(上記の業務でも、進め方や合意形成についてのアドバイスは対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。)



### ※マンション内で係争中の案件は派遣対象外です！

#### 7. 申込方法と利用の流れ

##### (1)申請

住宅・マンション課マンショングループへ、まずはお問い合わせをお願いいたします。(窓口可。)

豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所6階

☎03-3981-1385(直通)



「豊島区マンションアドバイザー派遣申請書」に必要事項を記入し、マンショングループへ提出してください。  
(※押印不要、申請書下段のチェック欄へチェックの記載をお願いします。)

(1)申請者は、管理組合の代表者(理事長)です。(連絡担当者は代表者以外の方でも結構です。)

(2)原則として、派遣希望日の3週間前までにご申請ください。(区に申請書が届いてから派遣者の手配・調整を行いますので、余裕を持ってご申請ください。)

##### (2)派遣アドバイザーの決定

原則として、2名1組で訪問いたします。

区から、「豊島区マンションアドバイザー派遣決定通知書」を申請書の連絡先に記載された担当者へ郵送します。

##### (3)派遣アドバイザーとの調整

派遣アドバイザーより、申請書に連絡先として指定された方に直接連絡が入りますので、派遣の詳細について打ち合わせをしてください。相談内容によっては申請者に資料の準備をお願いすることがあります。

##### (4)訪問

決定した日時にアドバイザーが訪問します。

##### (5)派遣結果報告書の提出

派遣終了後、「豊島区マンションアドバイザー派遣結果報告書」をご提出ください。

詳しくは下記QRコードへ



## 豊島区マンション管理相談(豊島区住宅・マンション課)

---

豊島区住宅・マンション課の職員が窓口・電話・メール等にて相談を受け付け、アドバイスや関係機関等の紹介を行います。

受付:午前9時～正午および午後1時～5時(土・日・祝日・年末年始の閉庁日を除く)

電話:03-3981-1385 メール:A0022901@city.toshima.lg.jp

窓口:豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階 住宅・マンション課マンショングループ

**※マンション内でのトラブルについてのご相談はお受けしていません。**

## 分譲マンション総合相談窓口(公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター)

---

分譲マンションの管理や、建替え、改修について電話、メール、FAX、対面相談に加え、Web相談も行っています。相談は無料です。

所在地:新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿O-PLACE 2F

電話:03-6427-4900

メール:mansion-soudan@tokyo-machidukuri.jp

FAX:03-6427-4901

相談日・時間:①月・火・木・金曜日(午前9時から午後5時まで)、②水曜日(午前9時から午後7時まで(受付は午後6時まで))、③第1土曜日、第3日曜日(午前9時から午後5時まで)

※上記以外の土曜日・日曜日、祝日、及び年末年始は休業

※来所による相談を希望される場合は、お待たせしないために電話予約してください。

※Web相談を希望される場合には、開所日の1週間前までにメールでお申込みください。

## 分譲マンション専門相談(東京都住宅政策本部)

---

東京都では、区市の分譲マンション相談窓口で相談をお伺いした上で専門家による対応が必要と認めたものについて、専門家による分譲マンション専門相談を行っております。内容に応じて弁護士又は一級建築士が対応いたします。(無料、完全予約制)

●弁護士相談 月3回 午後1時～3時(完全予約制)※相談時間は1件20分程度

●建築士相談 月1回 午後1時～3時(完全予約制)※相談時間は1件20分程度

利用方法:豊島区住宅・マンション課に来庁の上、相談内容と相談希望日をお伝えください。

※住宅・マンション課にて内容のヒアリングし、資料作成を行います。

電話:03-3981-1385(豊島区住宅・マンション課マンショングループ)

## 豊島区分譲マンション管理セミナー・管理座談会

---

マンション管理に役立つ情報を専門家がわかりやすく解説するセミナーを、各回のテーマに沿った関連団体の協力を得て、年2回開催しています。また、マンション管理のお悩みや疑問について話し合う座談会を年1回開催しています。

※参加者の募集時には、広報としまおよび豊島区ホームページでお知らせするほか、区内の分譲マンションの管理組合へ開催案内を郵送しています。

【R8年度開催予定一覧】

・分譲マンション管理セミナー(7月、2月)

・管理座談会(9月)

## マンション管理に関する相談窓口(豊島区・東京都以外の相談窓口)

### 公益財団法人 マンション管理センター【「マンション管理適正化推進センター」としての相談窓口】

平成 13 年 8 月に施行された「マンション管理適正化法」に基づき、「マンション管理適正化推進センター」の指定を受けている唯一の団体です。その業務として、マンション管理の適正化の推進に寄与するために、管理組合の皆さま等から、マンション管理に関するご相談をお受けしています。

所在地:千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 7 階

電話: ①管理組合運営・管理規約等のご相談 03-3222-1517  
②建物・設備の維持管理のご相談 03-3222-1519

受付:電話でのご相談は、月曜日から金曜日(祝日及び年末・年始休みを除く)の 9 時 30 分から 17 時の時間帯でお受けしています。一件当たりのご相談は、15 分前後とさせていただきます。

※来所していただく面談によるご相談は、曜日・時間帯等が決まっておりますので、ご希望の場合は上記にご連絡の上、事前に日時等の予約をお願いいたします。

### 特定非営利活動法人日本住宅管理組合協議会【電話・窓口相談】

管理組合運営、建物・設備、大規模修繕工事、長期修繕計画書などについて、当協議会の本部理事が対応します。また、専門性が高い建物・設備、大規模修繕工事、長期修繕計画書は、当協議会の協力技術者が、法律相談は区分所有法に詳しい、当協議会の協力弁護士が対応します。予約が必要です。

相談時間と相談費用:会員は 1 回 60 分/無料、一般は 1 回 60 分/有料  
(月曜日から金曜日までの 10:00 から 16:30 です。(祝・祭日などはお休みです))

メール,電話(10 分程度), FAX, 対面相談(60 分/一般は有料)

※電話でのご相談は、要点をメモしたのち、お電話をお掛けください。

対面相談は予約が必要です。

電話:03-5256-1241(月曜～金曜 10:00～15:00)

FAX: 03-5256-1243、メールはホームページのフォームより受付

<https://www.mansion-kanrikumiai.or.jp/consultation/>

所在地:千代区神田須田町 1-26-2 松浦ビル 6F

### 一般社団法人東京都マンション管理士会【電話相談】

マンション管理士が、電話でマンション管理に関するご相談にお答えします。

毎週 月曜日～金曜日 10 時から 12 時、13 時から 16 時まで(土・日・祝日・振替休日は休み、30 分程度・相談は無料ですが通話料金がかかります)※対面での相談は受け付けておりません。

電話:03-5829-9774

※①あらかじめ相談内容をメモにまとめる等、整理されたうえでご相談ください。②あくまでも問題解決の糸口となるアドバイスとしてご利用ください③弁護士だけでなく建築士、司法書士等の専門家へ相談中の案件、あるいは調停や裁判で係争中の案件はお受けできません。④同一内容の相談は 3 回を超えての相談はご遠慮ください。⑤他の相談者の方が待っておりますので 30 分を超える相談はご遠慮ください。

### 東京弁護士会マンション管理相談窓口

複雑化するマンション管理に関する相談をお受けし、ご要望に応じて、当該マンションへの「第三者管理者」、「理事・監事」、「外部アドバイザー」、「管理組合口座通帳管理者」の紹介を行っております。なお、当窓口は、マンション管理士または管理業務主任者の試験に合格した弁護士のみで対応しております。まずはお電話をしてください。お電話をいただいてから、弁護士から連絡をいたします。電話で日程調整し、面接相談を行います。相談料は 30 分 5,500 円(税込)です。なお、弁護士がお話をお聞きした結果、お引き受けできないことがあります。

受付時間は平日の午前9時半から午後 4 時までです(正午から午後 1 時までを除く)

電話:03-3581-2223

# 長期修繕計画・大規模修繕

## 分譲マンション計画修繕調査費助成

※令和8年度分申請受付は4月1日から

分譲マンションの管理組合を対象に、長期修繕計画の作成や大規模修繕工事のために行う建物診断(劣化診断)の費用の一部助成を行っています。

### 1. 助成対象者・助成対象建築物

- ① 建築後 8 年を経過した分譲マンションの管理組合
- ② 管理規約が整備されていること。
- ③ 管理組合の集会において、計画修繕調査の実施について決議がなされていること。
- ④ 過去 10 年以内に、この助成制度を利用していないこと。

### 2. 助成金の交付額等

計画修繕調査に要した費用(税抜額)の2分の1(上限 20 万円)

### 3. 助成対象経費

- ① 共用部分に関して、長期修繕計画の作成・更新のために調査業者に委託して実施する劣化診断調査委託経費  
※劣化診断調査と長期修繕計画の作成・更新を同時に行う場合は、長期修繕計画の作成費用も助成対象経費に含めることが出来ます。
- ② 共用部分に関して、大規模修繕工事のために調査業者に委託して実施する劣化診断調査委託経費

### 4. 調査の対象箇所

構造:外壁(塗装・タイル)、防水(屋上・ルーフバルコニー・開放廊下・屋外階段)、鉄部塗装、外構  
設備:給排水設備、電気設備、消防設備、エレベーター、機械式駐車場

## 助成金の申請に関する注意事項

### ■注意点1

以下の手続きを申請年度内に全て完了させてください。

(同一年度内に一連の手続きが終わらない複数年度に跨るスケジュールの申請はお受けできません。)

- ① 当制度の助成を受ける事の承認の申請
- ② 劣化診断報告書が完成した事の報告、報告内容が助成要件を満たしていることの承認の申請  
➡期限:令和9年(2027年)2月末まで
- ③ 区が承認した助成額の請求申請  
➡期限:令和9年(2027年)3月末まで

### ■注意点2

上記① 助成金の承認申請は

・建物診断調査を調査会社と契約する前(見積りを取った段階)に行ってください。

・区が発行する承認通知書の承認日以降に調査会社と契約を結んでください。

### ■注意点3

当制度は管理組合が「大規模修繕工事の実施」や「長期修繕計画の作成(更新)」を促進するための制度です。そのため、「給排水管の取り換え工事のための劣化診断調査」等に対して助成を行う制度ではありません。

## 承認申請受付期間

助成金の申請期間は原則、4月から9月末までです。予算を超えた場合には、9月末以前でも受付を終了する場合があります。なお、翌年度以降の申請に関する相談は、10月以降も対応します。

※承認申請をする前に区に必ず事前相談をしてください。(電話による相談も可)

※制度の詳細、スケジュール、各申請時の添付書類等につきましては、HP中の「分譲マンション計画修繕調査費助成事業解説」をご一読ください。

「分譲マンション計画修繕調査費助成」に関する豊島区 HP は下記QRコードから



## マンション改良工事助成【東京都】

分譲マンションの管理組合が、公益財団法人マンション管理センターの債務保証を得て、独立行政法人住宅金融支援機構からマンション共用部分リフォーム融資を受ける際に、当該融資を対象として東京都が利子補給します。

### 1. 申込資格および申込み条件

- (1) 都内に所在する耐火構造の分譲マンションの管理組合であること。
- (2) 機構の「リフォーム融資」を受け、かつ、公益財団法人マンション管理センターの債務保証を受けること。
- (3) 融資金の償還方法が元利均等月賦償還であること。
- (4) 本制度による申込み(平成 23 年度以降の申込みに限る。)が2回目以上で、いずれかの申込みの交付決定から 10 年以上経過しており、当該申込みの交付決定時に管理規約や長期修繕計画等の改善指導を受けている場合は、当該改善指導事項が改善済みとなっていること。
- (5) 旧耐震基準のマンション(昭和 56 年(1981 年)5月 31 日以前に建築確認を受けたもの)については、耐震診断を対象にリフォーム融資を受ける場合を除き、以下の耐震診断を実施していること。

○本制度による申込みが初めての場

・簡易な耐震診断(第1次診断法と同等のもの)、第2次診断法、第3次診断法のいずれかによる耐震診断

○本制度による申込みが2回目以上である場

・第2次診断法又は第3次診断法による耐震診断

・簡易な耐震診断を行い、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していると判定されたもの

※各診断法についてはマンション耐震化マニュアル(平成19年6月 国土交通省)によるものとします。

- (6) 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」(以下「マンション管理条例」という。)に基づく要届出マンション※1 については、管理状況の届出及び更新の届出(以下「届出等」という。)を行っていること※2。

※1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 56 条第1項に規定する人の居住の用に供する独立部分を6以上有し、かつ昭和 58 年(1983 年)12 月 31 日以前に新築されたマンション

※2 なお、申込時に、利子補給額確定申請時まで届出等を行う申出を行い、利子補給額確定申請時まで届出等を行えばこの限りではない。

### 2. 助成内容

利子補給対象額に対して、機構の金利が1%(1%未満の場合は、当該金利分)低利になるように、東京都が管理組合に対し利子補給します。

### 3. 利子補給期間

利子補給期間は、管理組合が機構の融資を受ける期間(返済期間)とします。

ただし、機構の融資金の残額を全額繰上償還した場合は、利子補給期間は全額繰上償還を実行した日までとします。

マンション改良工事助成についてのお問い合わせ

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション施策調整担当 電話:03-5320-7532

# 耐震化

## 耐震化に関する助成

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条に基づく確認を受けた(旧耐震基準)マンションの管理組合を対象に、耐震診断費用および耐震改修費用への助成を行っています。

マンションが、東京都が指定する「緊急輸送道路」または「特定緊急輸送道路」沿道の建築物に該当する場合は助成制度が異なります。

申請年度内に完了するものが対象となります。必ず事前にご相談ください。



### ◆共通の助成対象要件◆

#### 【耐震診断】

- 1.昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条に基づく確認を受けた分譲マンションであること
- 2.原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること
- 3.耐火建築物又は準耐火建築物であること
- 4.耐震診断に必要な図書に不備がないこと

「耐震診断助成」に関する  
豊島区 HP は下記QRコードから



#### 【耐震改修】

- 耐震診断の助成対象要件に加え、以下の要件を満たすこと
- 1.耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたもの
  - 2.補強設計により構造耐震指標  $I_s$  値が 0.6 以上となること
  - 3.管理組合の総会で、耐震改修工事を実施することの決議がなされていること

「耐震改修助成」に関する  
豊島区 HP は下記QRコードから



### ◆マンションの立地状況別助成制度◆

#### ●分譲マンション(3 階(地階を除く)以上のもの)

- 耐震診断助成…助成対象経費の 3 分の 2(100 万円限度)を助成します。
- 耐震補強設計助成…補強設計費用の 3 分の 2(100 万円限度)を助成します。
- 耐震改修助成…耐震改修費用の 23%(1,000 万円限度)を助成します。

#### ●緊急輸送道路沿道建築物(建築物の高さが接する緊急輸送道路の中心からその部分までの距離を越えるもの)

- 耐震診断補助事業…助成対象経費の 3 分の 2(100 万円限度)を助成します。
- 耐震補強設計補助事業…助成対象経費の 3 分の 2(100 万円限度)を助成します。
- 耐震改修補助事業…助成対象経費の 3 分の 1(1,000 万円限度)を助成します。

(工法により助成基準単価があります。)

#### ●特定緊急輸送道路沿道建築物(建築物の高さが接する緊急輸送道路の中心からその部分までの距離を越えるもの)

- 耐震補強設計補助事業…耐震補強設計に要する費用(助成対象基準額を上限)の 12 分の 5 を助成します。
- 耐震改修工事等補助事業…マンションの場合、最大で助成対象経費の 12 分の 11(除却・建替えについては最大で 30 分の 11)を助成します。(延べ面積、用途、工法による助成金基準単価があります。)

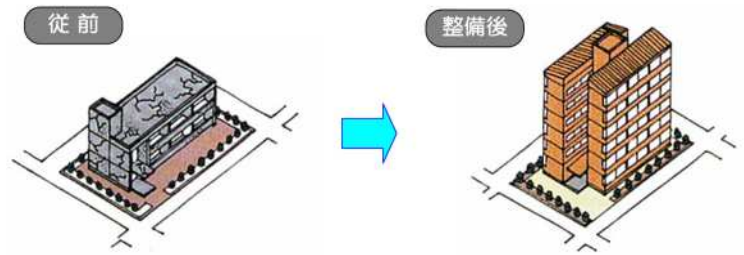
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化についてのお問い合わせ:豊島区建築課 許可・耐震グループ  
電話:03-3981-0590

# 建替え

## 都心共同住宅供給事業・優良建築物等整備事業

民間事業者等が行う良質な共同住宅を供給する事業について、都知事が計画の認定を行うとともに、国・都・区が必要な補助を行います。

事業タイプは「共同化タイプ」、「マンション建替えタイプ」などがあり、マンション建替えの際の補助制度として活用を予定しています。



## マンション建替えに伴う都営住宅(仮住居)の提供【東京都】

東京都は、都内での「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づくマンションの建替えの実施にあたり、仮住居として都営住宅を提供することで、円滑な建替えの実施を支援しています。

令和8年度募集の概要(予定)

### (1)入居期間

マンションの建替え工事が竣工し、入居が可能となるまでの期間(ただし、最長5年間までとします。)

### (2)入居資格

① マンション建替法に基づくマンション建替事業またはマンション敷地売却事業を施行中、または施行する予定のマンションに現に居住している方で、工事期間中の仮住居の確保が困難であり、かつ建替え後のマンションに居住することが確実な、区分所有者又は借家人

② 都営住宅の入居資格(収入等)を備えていること

③ マンションの代表者が、当該年度の利用意向調査票を提出していること

④ 原則として都営住宅の入居許可日前にマンション建替法による権利変換期日または権利消滅期日が到来すること

### (3)備考

「マンションの再生等の円滑化に関する法律(令和8年4月1日施行)」によるマンション建替事業及びマンション敷地売却事業も対象となります。

マンション建替えに伴う都営住宅(仮住居)の提供についてのお問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課 マンション建替え支援担当

電話:03-5320-4941(直通)

## マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成

「東京都分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度」は、建替えか改修かの比較検討ができるように、アドバイザーがお住まいのマンションの現況や法規制に関する確認を行い、検討書(簡易な平面図や立面図等、費用概算など)を作成して説明する制度です。

区内の分譲マンション管理組合がこの制度を利用した際に、予算の範囲内で派遣料の3分の2を助成します。

**助成制度を利用する場合は、事前に豊島区への申請が必要です。必ず事前にご相談ください。**

※制度内容の詳細は、パンフレットまたは(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページをご覧ください。

### 1.コース紹介

○ 入門編(Aコース) ※A オプションを除き豊島区の助成の対象となります。

コース名	業務内容	派遣料	※豊島区助成の対象
A-1	建替え入門	16,500円	○
A-2	老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明	16,500円	○
A-3	合意形成の進め方	16,500円	○
A-4	改修によるマンション再生	16,500円	○
A オプション	マンション敷地売却制度の説明(A-1～4コースのご利用と併せて説明を受けられるオプション)	8,800円	適用外

**※派遣料16,500円(税込) - 助成額10,000円 = 管理組合ご負担額6,500円**

※1回あたり2時間。別途テキスト代がかかります。テキスト代及び消費税、利用を取り消した際の違約金等は助成対象外です。

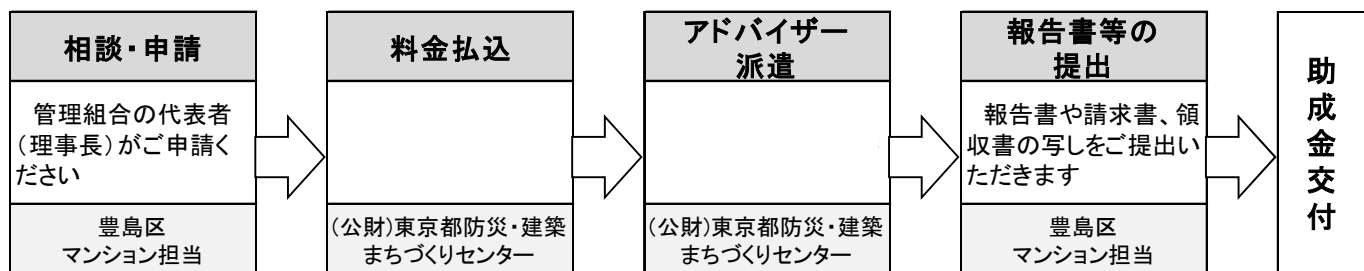
○ 検討書の作成(Bコース) ※豊島区の助成の対象外です。

コース名	検討書の内容							派遣料 (円、税込)
	既存建物 不適合の チェック	建替え計 画案	総合設計制度 建替え計画案 又はマンション建替え 法容積率 許可制度建替え計画案	周辺敷地を含めた共 同化による建替え計 画案	改修計画案	改修計画案 (資料不足 時)		
B-1 建替え・改修 コース	①	○	○	○	-	○	-	366,300円
	①	○	○	-	-	○	-	302,500円
	②	○	○	○	-	-	○	411,400円
	③	○	○	-	-	-	○	347,600円
	④	○	○	-	○	○	-	541,200円
B-2 建替え	⑤	○	○	-	○	-	○	588,500円
	①	○	○	○	-	-	-	278,300円
	②	○	○	-	-	-	-	214,500円
B-3 改修	③	○	○	-	○	-	-	455,400円
	①	-	-	-	-	○	-	97,900円
B-0	②	-	-	-	-	-	○	143,000円
	B-1~B-3コースをご利用前に、アドバイザーが都市計画、建築規制、接道状況を確認します。適切な検討書作成コースをご案内するとともに今後の再生方法について相談ができるコースです。							25,300円
B オプション	検討書作成コースをご利用後に、建替えもしくは回収の検討をさらに進めるために、当該マンションの現況を把握しているアドバイザーに引き続きご相談できます。専門家と建替えもしくは改修事業の契約をするまでの間に定額で相談できるコースです。							25,300円

「建替え・改修アドバイザー」に  
関する豊島区 HP は右のQRコードから



## 2.助成のながれ



マンション建替え・改修アドバイザー制度についてのお問い合わせ  
豊島区 都市整備部 住宅・マンション課 マンシヨングループ  
電話:03-3981-1385(直通)



## 豊島区分譲マンション支援事業のご案内

豊島区都市整備部住宅・マンション課マンショングループ  
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1(豊島区役所 6 階)  
電話:03-3981-1385(直通)  
ファクス:03-3980-5136  
アドレス:A0022901@city.toshima.lg.jp

---